

成年後見登記に係る登記手数料納付印紙券種変更等について

平成23年4月1から、登記手数料について、収入印紙により納付いただくこととなります（平成19年法律第23号による改正後の後見登記等に関する法律第11条第2項）。

なお、当分の間、お手持ちの登記印紙により納付することも可能です。

また、平成23年4月1日から、成年後見登記の登記手数料の変更が予定されています。

1. 登記の嘱託又は申請（※1）

登記の種類	登記手数料額（1件につき）	
	変更前	変更後
後見・保佐・補助開始の審判の登記	4,000円	2,600円
任意後見契約締結の登記	4,000円	2,600円
変更の登記（※2）	2,000円	1,400円
後見命令等の登記	2,000円	1,400円

（※1）登記の嘱託又は申請は、東京法務局民事行政部後見登録課のみで取り扱っています。

（※2）成年後見人等又は成年後見監督人等の辞任の許可の審判等に基づく登記等

（注）変更前の金額で納付した場合、返金を求める際には、別途償還請求の手続が必要になりますので、印紙を購入するときは注意してください。

2. 窓口又は郵送での交付請求（※）

証明書の種類	手数料額（1通につき）	
	変更前	変更後
登記事項の証明書	800円	550円
登記されていないことの証明書	400円	300円

（※）郵送での交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課のみで取り扱っています。

（注）変更前の金額で納付した場合、返金を求める際には、別途償還請求の手続が必要になりますので、印紙を購入するときは注意してください。

3. オンラインによる交付請求（※）

（1）登記事項の証明書

証明書の種類	手数料額（1通につき）	
	変更前	変更後
紙の証明書	490円	380円
電子的な証明書	440円	320円

（2）登記されていないことの証明書

証明書の種類	手数料額（1通につき）	
	変更前	変更後
紙の証明書	330円	300円
電子的な証明書	280円	240円

（※）オンラインによる交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課で取り扱っています。